

財務省告示第五十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	の振替法の適	用等	発行情	発行情	発行価格	発行価格	利率	経過利率	
利付国庫債券（十年）（第二百四	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	郵便貯金資金による引受け	額面金額で四千五百億円	四千万円	五万円
の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円四十七	銭	年〇・九パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に	加え、次の算式により算出した	金額を第十八号に規定する期日	に払い込むものとする。		

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{41}{365}$$

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期にお
十五	償還期限	る利子を支払う。
十六	償還金額	平成二十四年十二月二十日
十七	元利支額	日本銀行
十八	払込期日	平成十五年一月三十日